

TIGER LEASE 利用約款

TIGER LEASE 利用約款 この TIGER LEASE 利用約款（以下「利用契約」といいます。）は、有限会社タイガーオート（以下「当社」といいます。）が運営する TIGER LEASE の利用に関し、当社とお客様に適用されます。お客様は、TIGER LEASE の利用を開始するに先立って、利用契約の内容をよくお読み下さい。

第1章 総則

第1条（TIGER LEASE の概要）

TIGER LEASE は、当社の取扱い店舗が所有する二輪車を、お客様に対し、お客様をその二輪車の使用者として、有償でリースするサービスです。お客様は、本契約にしたがって当社と利用契約を締結することにより、当社が TIGER LEASE を通じてお客様に提案する二輪車をリース利用することができます。TIGER LEASE を利用して当社から二輪車のリースを受けたときは、お客様は利用契約の定めにしたがって、当社に対しリース料等を支払う義務が生じます。

第2条（目的） 利用契約は、TIGER LEASE の利用にあたり、お客様に遵守していただく事項および当社とお客様との関係を定めます。

第3条（用語の定義） 本契約においては、次の各号に掲げる語は、それぞれ、各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「TIGER LEASE」とは、当社がお客様に対し「TIGER LEASE」の名称を使用して提供するサービスをいいます。
- (2) 「対象二輪車」とは、利用契約の目的物たる二輪車をいいます。
- (3) 「リース期間」とは、お客様が利用契約に基づき現に対象二輪車のリースを受けている期間とします。ただし、リース期間終了後も、特に申し出がない場合は、リース可能期間の上限に到達するまで、毎月、更新されるものとします。
- (4) 「リース可能期間」とは、当社が各対象二輪車について定める、リース期間の上限となる期間をいいます。
- (5) 「最低利用期間」とは、当社が対象二輪車について定める、お客様が利用契約に基づきリースを受ける必要がある下限となる期間をいいます。
- (6) 「リース料」とは、お客様が対象二輪車のリースの対価として利用契約に基づき当社に対して支払う金銭をいいます。
- (7) 「リース料等」とは、リース料その他の本契約、関連約款、利用契約に基づきお客様が当社に対して支払うべき全ての金銭をいいます。
- (8) 「対象二輪車の変更」とは、すでに利用契約に基づき対象二輪車のリースを受けているお客様が、利用契約の目的物たる二輪車を別の二輪車に変更することをいいます。
- (9) 「本ウェブサイト」とは、当社が「<https://tiger-auto.jp/gallery>」の URL において運営する、TIGER LEASE に関するウェブサイトです。
- (10) 「関連約款」とは、当社が利用契約に関連して定める TIGER LEASE に関する規則、規約、約款その他の規程で、本ウェブサイトにおいてお客様に対し閲覧可能となっているものをいいます。
- (11) 「引渡し日」とは、当社がお客様に対し対象二輪車を引き渡すべき日をいいます。

(12) 「お客様」とは TIGER LEASE のサービスを利用する者をいいます。

第4条（クレジットカード払いの合意）

1. お客様は、利用契約に基づいて生じる当社に対する金銭の支払い義務の**初回**を、クレジットカードによって支払う方法により履行することに合意します。**又、2回目以降は、振り込み又は現金（カード決済も可能とする）**
2. 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社の承諾があるときに限り、前項に定める方法以外の方法によってその履行をすることができるものとします。

第5条（使用者としてのリース）

1. 当社は、TIGER LEASE において、お客様を対象二輪車の使用者として対象二輪車をリースします。
2. 対象二輪車のリースを受けるお客様は、対象二輪車の自動車検査証等の使用者欄に表示されます。対象二輪車の使用者は、道路交通法、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則その他の法令を遵守しなければなりません。

第2章 利用契約の成立と対象二輪車の引渡し

第6条（利用契約の内容）

1. 当社と利用契約を締結したお客様は、利用契約及び関連約款の規定に基づき、当社から二輪車のリースを受けることができるものとします。
2. お客様は、利用契約の有効期間中、利用契約及び関連約款の規定に基づき、リースを受ける二輪車を変更することができるものとします。
3. お客様は、前2項に定めるリースの対価として、利用契約及び関連約款の規定に基づき、当社に対し、リース料を支払うものとします。

第7条（利用契約の条件）

1. 利用契約の条件は、利用契約、関連約款および当社が本ウェブサイトに掲載する対象二輪車の情報（以下『ウェブサイト情報』といいます。）に定めるとおりとします。
2. 利用契約、関連約款およびウェブサイト情報の定めるリースの条件が互いに抵触するときは、ウェブサイト情報の定める条件が他に優先し、関連約款の定める条件が利用契約に優先するものとします。
3. お客様は、前2項に定める条件と異なる条件により利用契約を申込みことはできません。
4. 当社は、利用契約の改定が必要と判断した場合、必要な範囲内で変更できるものとします。その場合、当社は効力発生日を定め、当社のウェブサイト等において事前に変更内容を公表するものとします。変更後の利用契約は効力発生日から適用されるものとします。

第8条（自動車保険への加入） 原則、対象二輪車に係る自動車保険契約（以下「本件保険契約」といいます。）を当社は、当社が選択する保険会社との間で締結します。（お客様負担）

但し、お客様自身が対象二輪車に対し有効な保険契約を有する場合は、その限りではありません。

第9条（利用契約の申込み）

お客様は、当社に対し、当社の定める方法により、利用契約の締結を申し込むことができるものとします。

第10条（利用契約の有効期間） 利用契約は、本約款又は関連約款の規定に基づいて解約され又は終了した時まで効力を有するものとします。

第 11 条 (対象二輪車の掲載)

当社は、お客様に対し、本ウェブサイト上に、お客様に対してリースすることのできる二輪車の情報（リース可能期間がある場合の当該期間、その他その二輪車のリースに関する条件を含みます。）を掲載します。

第 12 条 (利用契約の申込みにおける対象二輪車の選択)

お客様は、利用契約の申込みをする際、リースを希望する対象二輪車を選択するものとします。

第 13 条 (対象二輪車の変更における対象二輪車の選択)

お客様は、すでに利用契約に基づいて当社から二輪車のリースを受けている場合において、対象二輪車の変更を希望するときは、当社の定める方法により、当社が第 11 条に基づいて掲載する二輪車の中から、変更後の対象二輪車を選択するものとします。

第 14 条 (対象二輪車の選択の効力)

1. お客様が第 12 条または第 13 条の規定にしたがって対象二輪車を選択したときは、当社は、利用契約の規定にしたがって、お客様に対し、その対象二輪車を調達後、これをリースするものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、対象二輪車をお客様に引渡すまでは、安全上の理由またはその他の理由により、お客様による対象二輪車の選択を取り消すことができるものとします。当社は、かかる取消しによってお客様に生じた損害に対し、責任を負いません。

第 15 条 (必要書類の送付と法令に基づく手続)

1. お客様は、第 12 条または 13 条の規定に基づき対象二輪車を選択したときは、当社に対し、当社の定める方法により、当社の指定する期限までに、当社の定める書類を送付するものとします。
2. 前項の場合においては、お客様は、当社が道路運送車両法およびこれに関する法令に基づいて行う変更登録および自動車検査証の記入の手続に必要な協力をするものとします。

第 16 条 (対象二輪車の引渡し日の決定)

1. 当社は、お客様から第 15 条第 1 項に定める書類を受領し、第 15 条第 2 項に定める手続をすべて完了したときは、お客様に対し、その対象二輪車の引渡し日の候補日を通知します。
2. お客様は、当社が前項の規定に基づき通知した候補日の中から、対象二輪車の引渡し日を指定します。
3. 前項の規定にしたがってお客様が指定した日を引渡し日とします。
4. 対象二輪車の変更をする場合において、前 3 項の規定に基づき引渡し日を定めるときは、その引渡し日は、お客様がすでにリースを受けている対象二輪車の引渡し日から最低利用期間を経過した日より後の日としなければならないものとします。

第 17 条 (対象二輪車の引渡し)

1. 当社は、お客様（お客様が法人の場合は、お客様が当社に通知した代表者または担当者）に対し、引渡し日に、対象二輪車を引き渡します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、お客様に未払いのリース料等があるときは、対象二輪車の引渡しを拒絶することができるものとします。

第 18 条 (対象二輪車の変更の場合における従前の対象二輪車の返却)

1. 前条第 1 項の規定に基づく対象二輪車の引渡ししが、対象二輪車の変更によるものであるときは、お客様は、その引渡しと同時に、当社に対し、変更前の対象二輪車を返却するものとします。

2. 前項の規定に基づく変更前の対象二輪車の返却については、第 44 条（原状回復）、第 45 条（残置動産）、第 46 条（有益費償還請求権の排除）及び第 47 条（返却の遅延）の規定を準用するものとします。
3. 第 1 項に定める場合において、お客様が変更前の対象二輪車を返却しないときは、当社は、お客様に対し、変更後の対象二輪車を引渡す義務を負わないものとします。

第 19 条（引渡し前の点検）

お客様は、対象二輪車の引渡しを受けるときは、別に定める車両状態確認書に基づき対象二輪車の状態を十分に確認するものとします。

第 20 条（現状での引渡し）

当社は、お客様に対し、対象二輪車を、引渡し時の現状において貸し渡します。お客様は、対象二輪車の現状について異議を述べることはできません。

第 21 条（引渡し前の解約）

1. お客様は、第 12 条の規定に基づき対象二輪車を選択し、利用契約が成立した後も、対象二輪車の引き渡し完了までの間は、第 24 条第 5 項の解約料を支払うことにより、利用契約を解約することができます。
2. お客様は、第 13 条の規定に基づき、変更後の対象二輪車を選択した後も、変更後の対象二輪車の引き渡し完了までの間は、第 24 条第 4 項の解約料を支払うことにより、変更後の対象二輪車の選択を取り消すことができます。この場合、利用契約は、変更後の対象二輪車の選択が行われなかったものとみなして引き続き存続するものとします。

第 22 条（お客様の義務の不履行または受領拒否）

1. 次に掲げる各号のいずれかに該当する事由があるときは、当社は、お客様に催告することなく、直ちに、当社の裁量により、お客様による対象二輪車の選択を取消し、または、利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
 - (1) お客様が第 15 条各項に定める行為を行わないとき
 - (2) お客様に未払いのリース料等があるとき（当社がクレジットカード会社による立替え払いを受けられなかった場合を含みます。）
 - (3) お客様が対象二輪車の引渡しを受けることを拒絶し（お客様が第 16 条第 2 項の規定に基づく対象二輪車の引渡し日を指定しないことを含みます。）または引渡しに応じないまま引渡し日を経過したとき
2. 前項第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する事由があるときは、お客様は、当社に対し、損害賠償として、当社が利用契約の履行のために支出した費用（公租公課を含みます。）を支払うものとします。お客様は、この金額をクレジットカード払いの方法により支払うことに同意するものとします。当社が利用契約の履行のために支出した費用（公租公課を含みます。）に相当する金額を支払うものとします。
3. 第 1 項第 3 号に該当する事由があるときは、お客様は、当社に対し、損害賠償として、当社が利用契約の履行のために支出した費用（公租公課を含みます。）に加え、次の金額を支払うものとします。お客様は、この金額をクレジットカード払いの方法により支払うことに同意するものとします。
 - (1) 第 16 条第 1 項に基づき当社がお客様へ対象二輪車の引渡し候補日を通知した日から 14 日を経過した場合、当該経過日からお客様が当社より対象二輪車の引渡しを受けた日または第 1 項に基づき当社が対象二輪車の利用契約を解除した日までの期間に相当する対象二輪車のリース料相当額

(2) 第 16 条第 2 項に基づきお客様が指定した対象二輪車の引渡し日からお客様が当社より対象二輪車の引渡しを受けた日または第 1 項に基づき当社が対象二輪車の利用契約を解除した日までの期間に相当する対象二輪車のリース料相当額

第 23 条 (対象二輪車の変更の制限)

対象二輪車の変更の場合においては、お客様がすでにリースを受けている対象二輪車の引渡しを受けた日から最低利用 期間を経過しない日を変更後の対象二輪車の引渡し日に指定することはできないものとします。

第 24 条 (リース料等)

1. 利用契約のリース料は、対象二輪車毎に定めるものとし、当社は、1 ヶ月あたりのリース料をウェブサイト情報の一部として、お客様に明示するものとします。
2. お客様は、第 21 条第 1 項に基づき利用契約を解約したとき及び同条第 2 項に基づき対象二輪車の選択を取り消したときは、下記の解約料を支払うものとします。

記

解約時期	解約料
対象二輪車の調達完了日以降	対象二輪車に係る月額リース料の 100%

5. 当社は、お客様に対して、利用契約に付帯するサービスを提供する場合があります、当該サービスを利用するお客様は、当該サービスに係る利用料をリース料とともに支払うものとします。
6. お客様が、利用契約に基づき、当社に支払うべき金員の支払いを遅滞したときは、支払い済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 3 章 利用契約に基づきリースされた対象二輪車の使用・管理・保管

第 25 条 (善管注意義務および法令等の遵守)

1. お客様は、対象二輪車を善良な管理者の注意をもって保管し、使用し、管理するものとします。
2. お客様は、対象二輪車の価値を減損させる行為をしてはならないものとします。
3. お客様は、対象二輪車の保管、使用および管理にあたって、法令を遵守し、交通の安全に留意するものとします。

第 26 条 (対象二輪車の保管)

お客様が、対象二輪車を保管するための費用は、お客様が負担します。

第 27 条 (対象二輪車の維持整備)

1. 当社は対象二輪車に対し、引渡しまでに道路運送車両法第 48 条 (定期点検整備) に定める点検を実施し、必要な整備 を実施するものとする。
2. 対象二輪車の引渡し以降に生じたエンジンオイル・バッテリー交換、タイヤ、冷却水、ブレーキオイル、電球、ブレーキパッドその他の消耗品 (以下「消耗品等」という) の交換については、当社で行った点検 および補充または交換に限り、費用は当社が負担するものとします。
3. お客様は、道路運送車両法に定める日常点検整備および定期点検整備を行うものとします。これらに要する費用は、お客様が負担するものとします。

4. お客様は、対象二輪車そのメーカーの実施するリコール等の対象となったときは、速やかに、対象二輪車についてそのリコール等の措置を受けるものとします。これに必要な費用は、お客様が負担するものとします。本項において「リコール等」とは、対象二輪車のメーカーが道路運送車両法第63条の3に基づき行う改善措置（いわゆるリコール）、並びに、国土交通省の通達に基づき行う改善対策及びサービスキャンペーンを総称していうものとします。
5. お客様が前各項に定める事項を怠ったことにより、対象二輪車に故障、不具合、安全性に対する懸念その他の事由が発生したときは、お客様は、自己の費用でそれらを解消するものとします。
6. お客様が第2項ないし第3項に定める事項を怠ったことにより、対象二輪車の価値に減損が生じたときは、お客様は、当社に対し、その減損した価値を金銭により賠償するものとします。

第28条（対象二輪車に対する変更）

お客様は、対象二輪車について次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 対象二輪車の引渡し時の原状を回復することが不可能または困難となる改造、変更、部品の取り付けもしくは取り外し
- (2) ホイール、サスペンション、エンジン、マフラー、ハンドル、シートその他二輪車の主たる構成部品の改造、変更、取り付け、取り外しまたは交換

第29条（対象二輪車の権利移転等の禁止）

お客様は、あらかじめ当社所定の方法により、当社の承諾を得ることなく、対象二輪車を第三者に譲渡し、転貸もしくは使用させ、または、担保に差入れてはならないものとします。

第30条（対象二輪車の修繕に関する負担の割合）

お客様は、お客様の責に帰すべき事由または通常の使用によって対象二輪車に生じた摩耗、損壊または故障に対する修繕を自ら行うものとします。

第31条（対象二輪車に関する費用の負担）

リース期間中に対象二輪車について発生する費用は、次の区分にしたがって、当社またはお客様がそれぞれ負担するものとします。

(1) 当社が負担する費用

- ア 軽自動車税
- イ 自賠責保険
- ウ 当社通常の使用によって生じた摩耗・消費による消耗品等の点検・補充・交換および補充・交換に対する整備費用

(2) お客様が負担する費用

- ア 当社で定める任意保険
- イ お客様の責に帰すべき事由によって生じた損壊または故障に対する整備および修理の費用
- ウ 保管場所の確保にかかる費用
- エ 通常の使用によって生じる摩耗に対する整備、修理、消耗品の補充および部品交換の費用
- オ 日常的な使用に伴って生じる一切の費用
- カ 道路運送車両法に定める日常点検整備および定期点検整備に要する費用

キ 対象二輪車等についてメーカーからリコール等（第 27 条第 4 項の定義によります。）の措置を受けるために要する費用

ク 交通事故によって発生する費用（その交通事故がお客様の責によるものか否かを問わない。）

ケ 法令違反の行為に対して法令に基づき課される罰金、科料、過料又は反則金

コ 燃料の費用

サ 当社以外で行う消耗品等の点検・補充・交換および補充・交換に対する整備費用

第 32 条（通知および説明）

1. お客様は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、速やかに、当社に対して通知するものとします。

- (1) 対象二輪車の現状が著しく変更されたとき
- (2) 対象二輪車の価値を著しく減損する事由が発生したとき
- (3) 対象二輪車の関係する交通事故が発生したとき
- (4) 対象二輪車が盗難にあったとき
- (5) 対象二輪車がお客様の管理の及ばない状況に至ったとき
- (6) 対象二輪車に第 40 条第 1 項各号に該当する事由のあることが判明したとき
- (7) その他対象二輪車に不測の事態が生じたとき

2. 当社は、対象二輪車の使用、保管または現状を確認するため、お客様に対し、口頭もしくは書面により説明を求め、または、資料の提出を求めることができるものとします。当社が説明または資料の提出を求めたときは、お客様は、速やかにこれに応じるものとします。

第 33 条（リース期間中のお客様情報の変更）

1. リース期間中に申込み情報に該当する事実に変更があった場合において、変更にかかる事項が変更登録または自動車検査証の記入の手続を必要とするものであるときは、お客様は、当社に対し、当社の定める書類を速やかに提出するものとします。
2. 前項の場合においては、お客様は、自動車検査証の記入の手続をするにあたって当社の指示にしたがうものとします。お客様は、当社の事前の承諾を得ることなく、自動車検査証の記入の手続をしないものとします。
3. 第 1 項の場合においては、お客様は、当社が行う変更登録の手続に協力するものとします。
4. 前 3 項の手続にかかる費用は、お客様がこれを負担するものとします。当社は、お客様に対し、本ウェブサイトを通じてまたはその他の方法により、これら費用の支払いを請求します。

第 34 条（禁止事項）

お客様は、対象二輪車を使用して、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 犯罪行為
- (2) 社会正義に著しく反する行為
- (3) 他人に迷惑をかける行為
- (4) 貨物自動車運送事業または旅客自動車運送事業
- (5) お客様又はお客様の使用者の事業の用に供する行為
- (6) 対象二輪車の日本国外への持ち出し
- (7) サーキット等のモータースポーツを行う競技施設での使用

第 35 条 (買取りの打診)

お客様は、リース期間中、当社に対し、当社の定める方法により、対象二輪車を自ら買い取ることを申し出ることができるものとします。

第 36 条 (当社に変更が生じた場合)

当社に、商号の変更、本店所在場所の変更、または、合併、会社分割もしくは事業譲渡その他の事由による二輪車の所有権移転が発生し、道路運送車両法に基づく変更登録または移転登録を行う必要が生じたときは、お客様は、これを承諾し、かつ、当社の行うこれらの手続に協力するものとします。

第 4 章 利用契約の終了・対象二輪車の返却

第 37 条 (利用契約の終了の申入れ)

1. お客様は、当社からリースを受けている対象二輪車を返却しようとするとき (対象二輪車の変更による場合を除きます。) は、当社に対し、当社の定める方法によって、利用契約の解約を申し入れることができるものとします。
2. お客様が前項の規定に基づき利用契約の解約を申し入れたときは、利用契約は、実際に対象二輪車を返却した日の属する月の翌月の末日をもって終了するものとします。
3. 前 2 項の規定にかかわらず、お客様は、現にリースを受けている対象二輪車の引渡し日から最低利用期間を経過しない場合は、第 1 項に定める解約の申入れをすることはできないものとします。

第 38 条 (利用契約の早期終了)

お客様は、現にリースを受けている対象二輪車の引渡し日から最低利用期間を経過しない場合であっても、当社に対し当社の定める方法によって通知し、かつ、当社に対し現にリースを受けている対象二輪車の引渡し日から最低利用期間を経過する日までのリース料等をあらかじめ支払うことによって、前条第 1 項に定める利用契約の解約の申入れをすることができるものとします。

第 39 条 (リース可能期間が満了する場合) お客様が当社からリースを受けている対象二輪車のリース可能期間が満了する 1 か月前までに、お客様が第 13 条の規定に基づき対象二輪車の変更の申込みをしないときは、利用契約は、リース可能期間の満了日をもって終了するものとします。

第 40 条 (引渡し後に判明した事由による対象二輪車の返還)

1. 当社がお客様に対し対象二輪車を引き渡した後、対象二輪車に次に掲げる事由のいずれかが存在することが判明したときは、当社は、お客様に対し、その対象二輪車の返還を求めることができるものとします。
 - (1) 水没又は冠水した履歴を持つものであること
 - (2) 犯罪に使用されたものであること
 - (3) 修繕が不可能であり又は修繕に過分の費用を有する欠陥があること
 - (4) その他当社が走行の安全について支障があると認め又はその他社会通念上に照らしてお客様が使用することが相当地でないとする事由があること
2. 前項の規定に基づき当社がお客様に対し対象二輪車の返還を求めたときは、お客様は、当社に対し、次のいずれかを選択してこれを請求することができるものとします。
 - (1) 利用契約を解約すること
 - (2) 利用契約に基づき別の対象二輪車を選択しその貸し渡しを受けること
3. 前項の場合において、お客様が第 2 号を選択したときは、第 13 条の規定を準用するものとします。

4. 当社が第1項の規定に基づきお客様に対し対象二輪車の返還を請求したときは、それによってお客様が対象二輪車を使用できなかった期間に係るリース料は、発生しないものとします。ただし、お客様が対象二輪車を使用することができた期間については、日割り計算したリース料が発生するものとします。
5. 第1項の規定に基づく対象二輪車の返還にかかる費用は、当社が負担します。

第41条（対象二輪車の返却）

1. お客様は、対象二輪車を返却しようとするときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日を、対象二輪車の返却を希望する日（以下「返却希望日」といいます。）として、当社に対し、返却希望日の7営業日前までに、当社が定める方法より通知するものとします。ただし、お客様は、当社の休業日を返却日として選択することはできません。
 - (1) お客様が、第37条第1項（第38条の規定に基づき適用する場合を含みます。）に基づき利用契約の終了を申し入れたとき 当該申入れの日の7営業日後から利用契約の終了する日までの期間に属するいずれかの日
 - (2) 第39条の規定に基づき利用契約が終了するとき 当該終了日の1か月前からその終了する日までの期間に属するいずれかの日
2. 当社は、お客様から前項の通知を受領したときは、速やかに、お客様に対し、返却希望日に返却を受け付けることの可否を通知するものとします。
3. 前項により、当社が、お客様に対し、返却希望日に返却を受け付けることが可能である旨の通知をしたときは、返却希望日が、対象二輪車を返却する日（以下「返却日」といいます。）として確定するものとし、不可能である旨の通知をしたときは、お客様は、当社に対し、改めて、返却希望日を通知するものとします。
4. お客様は、当社に対し、返却日に、当社において、対象二輪車を返却するものとします。

第42条（貸渡し義務の消滅）

お客様が前条第2項の規定に基づき対象二輪車を当社に返却した時点をもって、利用契約に基づく当社のお客様に対する対象二輪車を貸し渡す義務は消滅するものとします。

第43条（リース料等の不返還） お客様が第49条各項の規定に基づき利用契約の終了する日より前の日を返却日として対象二輪車を返却したときでも、当社は、リース料等の返金は行いません（リース料等の日割り計算などを行いません。）

第44条（原状回復）

1. お客様は、対象二輪車の返却にあたっては、当社から引渡しを受けた時点の原状に回復した上で対象二輪車を返却しなければならないものとします。
2. 当社は、お客様から対象二輪車の返却を受けたときは、対象二輪車が原状回復されているか否かを点検します。
3. 第2項に定める点検の結果、返却された対象二輪車の原状回復がされていないことが判明したときは、当社は、お客様に対し、原状回復費用（対象二輪車に付保された保険により補填される費用を除く）を請求できるものとします。お客様は、この費用をクレジットカード払い又は現金により支払うことに同意するものとします。

第45条（残置動産）

1. お客様が第44条第1項に定める原状回復の義務を怠って対象二輪車を返却した場合において、その返却時に対象二輪車に付着していた動産（二輪車の部品およびパーツを含みます。以下「残置動産」といいます。）があるときは、当社は、お客様がその動産に関する所有権を放棄したものとみなします。当社は、残置動産を任意に処分することができるものとします。お客様は、これに対する異議を述べることはできません。

2. お客様は、当社に対し、残置動産の買取りを請求することはできません。

第46条（有益費償還請求権の排除）

お客様は、対象二輪車を改造もしくは変更し、または、対象二輪車に動産を付着させたことを根拠として、当社に対し有益費の償還を求めるとはできないものとします。

第47条（返却の遅延）

リース期間の経過、利用契約の終了その他の事由によりお客様が当社に対して対象二輪車を返却すべき場合において、お客様が対象二輪車を返却すべき期日を経過した後も対象二輪車を返却しないときは、お客様は、当社に対し、対象二輪車を返却すべき日の翌日から対象二輪車を返却した日までの期間のリース料等に相当する金額及びこれに対する支払い済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。お客様は、この金額をクレジットカード払い又は現金により支払うことに同意するものとします。

第48条（利用契約の解除による返却）

1. 利用契約または法令の規定により利用契約が解除されまたは終了したときは、お客様は、当社に対し、直ちに、当社、対象二輪車を返却するものとします。
2. 前項の場合において、対象二輪車が走行できない状態にあるときは、当社まで陸送する費用は、お客様がこれを負担するものとします。

第49条（対象二輪車の返却不能）

1. お客様が対象二輪車のリースを受けている間（お客様が対象二輪車の返却義務を怠っている間を含みます。）に対象二輪車が当社に対して返却することのできない状態（以下「返却不能」といいます。）に至ったとき（対象二輪車の物理的な消滅、海没、盗難を含みます。以下本条において同じとします。）は、利用契約は終了するものとします。
2. 前項の場合において、対象二輪車の返却不能がお客様の責に帰すべき事由によるものであるときは、お客様は、当社に対し、別途定める対象二輪車の規定損害金を賠償するものとします。

第50条（当社の責に帰すべき事由による使用不能）

1. お客様がリースを受けた対象二輪車が、当社の責に帰すべき事由によって使用不能（一般道を走行することができないことをいいます。）であるときは、当社は、その対象二輪車を修理し、または、対象二輪車の変更に応じるものとします。
2. 前項の場合においては、お客様は、当社に通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。

第5章 契約の解除

第51条（当社による契約の解除等）

1. 当社は、次のいずれかの事由があるときは、利用契約の全部または一部を何らの催告なく解除することができるものとします。
 - (1) 当社に通知した申込み情報その他の情報に虚偽があるとき
 - (2) お客様が利用契約、関連約款のいずれかの規定または条件に違反したとき
 - (3) お客様が利用契約に基づくリース料等の支払いを一度でも怠ったとき
 - (4) お客様が成年後見、保佐または補助開始の審判を受けたとき
 - (5) お客様が刑事上の訴追を受けたとき
 - (6) お客様について破産、民事再生または会社更生の申立てがあったとき

- (7) お客様が死亡、解散または事業を廃止したとき
 - (8) お客様の責に帰すべき事由により対象二輪車が使用不能な状態に至ったとき
 - (9) 本件保険契約が終了したとき
 - (10) その他当社が TIGER LEASE のサービスを提供することが不相当であると判断したとき
2. 当社は、対象二輪車に生じた不具合、故障等の修理に多額の費用を要する場合等、当社が、対象二輪車をお客様の使用収益に供することが適当でない判断した場合は、お客様に対して、利用契約の解除を申し入れることができ、お客様はこの申し入れを受け入れるものとします。
3. 当社は、TIGER LEASE を継続するために、やむを得ないと判断した場合は、お客様に対して、利用契約の解除を申し入れることができ、お客様はこの申し入れを受け入れるものとします。
4. 当社との契約が終了し、もしくはその他の理由により対象二輪車をリースすることができなくなったときは、1 か月前までにお客様に通知することにより、当社は対象二輪車に関する当社とお客様との利用契約を解除することができるものとします。この場合、当社はおお客様の希望により代わりの対象二輪車 を用意し、お客様とリース契約を締結することができるものとします。

第6章 一般条項

第52条 (期限の利益の喪失)

当社が第51条の規定に基づき利用契約を解除したときは、お客様は、リース料等についてただちに期限の利益を喪失するものとし、当社に対し、その全額をただちに支払うものとします。

第53条 (当社の責任)

利用契約に関して当社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じたときは、当社は、その請求原因を問わず、お客様が直接に被った損害の額を上限として、その損害を賠償します。ただし、当社に重過失がある場合はこの限りではありません。

第54条 (損害賠償)

お客様が利用契約の規定のいずれかに違反し、それによって当社に損害が生じたときは、お客様は、当社に対し、その損害の全額(弁護士費用を含みます。)を賠償するものとします。

第55条 (個人情報)

当社は、利用契約に関してお客様またはお客様から提供を受けた個人情報その他の情報(お客様情報を含みます。)を、当社の個人情報保護方針及び利用契約にしたがって管理または使用します。

第56条 (お客様の禁止事項)

お客様は、TIGER LEASE の利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) TIGER LEASE を利用して営利を目的とした事業を行いまはその準備行為を行うこと
- (2) TIGER LEASE において利用されている著作物の複製、公衆送信、展示、譲渡、貸与、翻訳、翻案および二次著作物の作成 その他の利用または使用をすること
- (3) TIGER LEASE に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権を侵害すること。
- (4) 第三者に対し、TIGER LEASE 会員契約または利用契約に基づく権利を移転し、販売し、譲渡またはその他の処分をすること

- (5) 本ウェブサイトを提供するサーバに不正アクセスすること
- (6) 当社による TIGER LEASE の運営を妨害し、TIGER LEASE の信用を毀損またはそれらのおそれがある行為をすること
- (8) TIGER LEASE を利用して法令に違反または違反する可能性がある行為をすること
- (8) 当社もしくは第三者の権利を侵害し、制限し若しくは妨害またはそれらのおそれがある行為をすること

第 57 条 (TIGER LEASE の廃止)

1. 当社は、当社の裁量により、お客様に事前に通知することなく、かつ、お客様の承諾を得ることなく、3 か月間またはこれを超える期間の予告期間を設けることによって、TIGER LEASE を廃止することができるものとします。ただし、当社は、すでに存在する利用契約のリース期間を短縮することはできないものとします。
2. 当社は、前項の規定に基づく TIGER LEASE の廃止に起因してお客様またはお客様に生じた損害につき、一切の責任を負いません。

第 58 条 (意思表示または通知の方法)

当社からお客様に対する意思表示または通知は、その内容を本ウェブサイト等においてお客様に通知する方法により行うことができるものとします。この方法による意思表示または通知は、本ウェブサイト等においてそれが閲覧可能なになった時にお客様に到達したものとします。

第 59 条 (権利義務等の移転の禁止) お客様は、利用契約の契約上の地位を第三者に承継させまたはその権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し若しくは引き受けさせることはできません。

第 60 条 (可分性)

利用契約のいずれかの条項またはその一部が消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、当該条項または当該一部以外の利用契約の条項の効力には影響を与えないものとします。

第 61 条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社およびお客様（お客様、お客様の代表者及びその役職員を含みます。以下本条において同じ。）は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し保証します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはその他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと
 - (2) 自らの役員および従業員が反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用して TIGER LEASE 会員契約または利用契約を締結するものでないこと
 - (4) 反社会的勢力との間に、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと
 - (5) 反社会的勢力との間に、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと
 - (6) 反社会的勢力との間に、役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと

2. 当社およびお客様は、それぞれ相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを表明し保証します。

(1) 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

(2) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(3) 法的責任を超えた不当な要求行為

3. 当社またはお客様の一方が、第1項または第2項の各号のいずれかに違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、利用契約を解除することができるものとします。第62条（準拠法） 利用契約の成立および効力、解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第63条（管轄裁判所）

当社とお客様との間で利用契約、関連約款に関して生じた一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2023年1月1日施行